

町文化祭開く

美術、手芸品等

二百余り出品さる

第二回横芝町文化祭は、十一月三日文化の日を皮切りに五日までの三日間、町中央公民館で開催されました。会場には、日頃公民館講座等で修得された華道、美術、手芸品等約二百点が展示され参観者の目を楽しませてくれました。第一日目に行われた囲碁、将棋大会では、それぞれ二十名



が参加し、町長杯、議長杯、教育長杯の争奪戦を行いました。囲碁の部では、町長杯有馬大葉氏(栗山日進化成)議長杯北寛氏(栗山TCC)教育長杯真行寺勇氏(役場)が獲得、将棋の部では、町長杯椎名仁氏(栗山)議長杯並木由三氏(入間)教育長杯石田孝氏(古川)の各氏が

獲得いたしました。第二日目は、近隣各町村から参加した俳人二十三名による句会及び茶会が開かれました。五日の文化祭最終日は、グループを結成し日頃練習にはげんでいる町内芸能人総勢一五〇人により民謡、詩吟、舞踊等の合同芸能発表会が盛大に行われ、つめかけた観衆からやんやの喝采をあげ三日間にわたり開催された文化祭の幕を閉じました。

三三三柱の英霊よ

安らかに

合同追悼式行わる

本年度戦没者合同追悼式が十一月一日横芝中学校体育館で厳かに行なわれました。式は、県、郡、近隣町村の代表者及び町内各種団体から多数の来賓をお迎えして午前十時からはじめられました。

お祀した三三三柱の英霊は、日清、日露、大東亜戦争において、あらゆる犠牲を忍び苦難に耐え、私共国民のために身を国家に捧げられました方々のみ霊であります。わが国が、わが町が今日のめざましい発展を上げたのは、このかげに三三三柱の英霊の強い願いがあった賜もので、参列者一同、諸英霊のごめい福をお祈りするとともに、遺族の方に限りないご加護のあらんことを祈念し式を終りました。



四月から

児童手当は十才まで

入学祝金も支給

今年一月から実施されていまます児童手当制度の一部が変更されます。いままでの支給対象者は、十八才未満の児童を三人以上養育しそのうちの第三子が五才未満の場合には月額三千元を支給されましたが、昭和四十八年四月から第三子の年令が十才未満に引き上げられました。

また、支給対象児童のうち来年四月に小学校へ入学する児童については、町から児童入学祝金が一時金で三千元支給されます。児童手当、入学祝金を支給するには、受給資格の認定を受けなければなりません。この手続きは、役場住民課にて十二月から受付けていますので、該当者は早目に手続をして下さい。

◎児童手当を受けることのできる人は、日本国民であり日本国内に住所があること。

◎児童入学祝金を受けることのできる人は、養育者の住所が、横芝町にあること。
二、児童手当の支給の対象となる児童が、明年四月に小学校へ入学する児童を養育している方。

なお、公務員の方は、その所属長へ児童手当認定請求書を提出し、所属長から支給されます。

◎児童入学祝金を受けることのできる人は、養育者の住所が、横芝町にあること。
二、児童手当の支給の対象となる児童が、明年四月に小学校へ入学する児童を養育している方。

なお、児童入学祝金を受けようとする方は、明年二月末日までに住民課へ届出てください。公務員の方は、児童手当とことなり町から支給され